

重 要 事 項 説 明 書

（医療保険）

		記入年月日	令和8年6月1日
記入者名	森崎 秀子	所属・職名	相和会訪問看護ステーション・管理者

1 事業主体概要

事業主体の概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
事業主体の名称	法人等の種類	なし	あり	医療法人社団
	名称	医療法人社団 相和会		
事業主体の主たる事務所の所在地	〒252-0206			
	神奈川県相模原市中央区淵野辺 3丁目2番8号			
事業主体の連絡先	電話番号	0 4 2－7 5 4－2 2 2 2		
	F A X 番号	0 4 2－7 5 7－4 1 7 0		
	ホームページ	なし		
	アドレス	あり : http://www.sowa.or.jp/		
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	土屋 敦		
	職名	理事長		
事業主体の法人設立年月日	昭和3 1 年 8 月 2 8 日			

2 事業所の概要

事業所の概要

事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業所の名称		相和会訪問看護ステーション	
事業所の所在地		〒252-0206	
		神奈川県相模原市中央区淵野辺 3 丁目 3 番 6 号第 5SKビル内	
事業所の連絡先		電話番号	0 4 2－7 3 0－5 6 2 4
		FAX番号	0 4 2－7 3 0－5 6 2 5
		ホームページ	なし
		アドレス	あり : http:// sowa-kai. jp/sowa_houmon/
事業所の管理者の氏名及び職名		氏名	森崎 秀子
		職名	管理者
事業所までの主な利用交通手段			
JR横浜線「淵野辺」駅下車、北西へ徒歩5分。			
介護保険事業所番号		訪問看護事業所	
相模原市指定 第1462690030号		介護予防訪問看護事業所	
		居宅介護支援事業所	
		定期巡回・随時対応型介護看護	
訪問看護及び介護予防訪問看護の事業の開始年月日又は開始予定年月日、指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日）			
事業所の開設年月日		平成8年6月3日	
介護保険法による訪問看護指定の年月日		平成12年4月1日	
介護保険法による介護予防訪問看護指定の年月日		平成18年4月1日	
指定の更新年月日		令和6年4月1日	

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、指定訪問看護の円滑な運営管理を図ります。また、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立ち看護職員等が、指定訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復または向上を目指す訪問看護の援助を行います。

4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	平日及び土曜日
営業時間	午前 8 : 15 ~ 午後 5 : 00
休日	日曜日・祝日・年末年始（12/30～1/3）
※ただし、24時間対応体制加算を算定している方は、緊急時訪問看護を必要に応じて行います。	

5 事業の実施地域

相模原市	南区、中央区、緑区東橋本、緑区橋本
町田市	木曽東、木曽西、根岸町、山崎町、常盤町、忠生、図師町、小山町、下小山田町

6 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	管理業務・訪問看護計画作成・訪問看護等	1名（常勤兼務 1名）
看護職員	訪問看護計画作成・訪問看護等	常勤換算2.5名以上 （常勤兼務2名以上 ・非常勤兼務適当数）
理学療法士	訪問看護計画作成・訪問リハビリテーション等	1名以上（非常勤 1名以上）
作業療法士		適当数（非常勤）
言語聴覚士		
事務担当職員	事務	1名（常勤兼務 1名）
その他		適当数

※理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものです。

7 利用者負担金

医療保険適用の場合	利用者は利用料の一部として、訪問看護療養費の額の基準に基づき、医療保険の負担割合に応じ支払いを行うものとします。訪問看護療養費の額、訪問看護療養費の額の利用者負担額及びその他の費用は、別紙「訪問看護療養費料金表（精神科以外）」及び「訪問看護療養費料金表（精神科）」記載のとおりとします。ただし、健康保険法等に基づく訪問看護サービスに要する訪問看護療養費の額は、健康保険法等関係法令が改定された場合には、健保法等告示上の額とします。
医療保険適用外の場合	利用者は、利用料のうち保険適用外の費用については全額自己負担として事業者へ支払うものとします。保険適用外の費用の額は「8 その他の費用」のとおりとします。
介護保険給付による訪問看護サービスの場合	介護保険に基づくサービス提供の契約に基づき支払うものとします。

8 その他の費用

その他の費用

交通費	利用者の居宅が事業所より片道 1 キロメートル以上の場合に訪問車、交通機関等を利用した場合等の交通費の実費を下記のとおり請求します。		
	片道の距離	訪問車利用時	交通機関等
	1km未満	無料	無料
	1km以上 2km未満	2 2 0 円	実費
	2km以上 5km未満	4 4 0 円	
	5km以上 7km未満	6 6 0 円	
	7km以上10km未満	8 8 0 円	
	10km以上	1, 1 0 0 円	
キャンセル料金	利用者都合によるサービス中止の場合、下表のキャンセル料を申し受けます。ただし、利用者の体調の急変など緊急やむを得ない場合は不要とします。		
	キャンセル日		キャンセル料
	サービス利用日の前々日の午後5時まで		無 料
	サービス利用日の前日まで		5 5 0 円
	サービス利用日の当日		1, 1 0 0 円
永眠時（死後）の処置料	1 6, 5 0 0 円		
サービス提供時にあたり必要となる薬剤費、医療器具、備品等	利用者の別途負担となります。		
サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。		
保険給付外の負担金 (税込金額)	訪問時間延長時の医療保険給付及び介護保険給付の適用を受けない場合の追加利用料、営業日の営業時間外及び休業日における保険外追加利用料について、利用者は事業者に対し利用料の全額を支払うものとします。		
	【訪問時間延長時の追加利用料】		
	営業日 営業時間内 (2 時間を超える場合)	1, 1 0 0 円／3 0 分	
	【保険外追加利用料】		
	休業日	1, 6 5 0 円／3 0 分	

9 利用料及びその他の費用の請求及び支払方法等について

利用料及びその他の費用の請求と領収証の発行	① 利用料及びその他の費用は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を請求します(保険証・医療証等が手続き中の場合は、交付後に複数月分を請求する場合があります)。 ② 請求書は、医療保険適用の項目と適用外の項目について区分された利用明細を添えて利用月の翌月 15 日頃に利用者(または支払者)あてにお届けします。 ③ 利用料の支払いを受けた場合は、医療保険適用と適用外項目に区分された領収証を利用者(または支払者)あてに発行します。												
利用料及びその他の費用の支払い	① 自動口座振替 三菱UFJファクター株式会社の提供するワイドネットにて、ご指定の金融機関口座から毎月 27 日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に利用料及びその他の費用の前月分を引落しします。 ワイドネット利用による引落とし処理開始が利用料等の支払いに間に合わない場合、原則として、翌月 27 日にそれまでの未払い利用料等をまとめて指定の金融機関口座から引落としを行います。ただし、②銀行振込みまたは③現金払いを指定された場合には、指定された支払方法に従い、未払いの利用料等をまとめて支払うものとします。 ② 銀行振込 請求書到着月の毎月 27 日までに(金融機関が休日の場合は翌営業日)に利用料及びその他の費用の前月分を事業者の指定する口座に振り込むものとします(なお、振込手数料は利用者の負担とします)。 <table border="1"> <tr> <td>銀行名</td><td>三菱UFJ銀行(0005)</td></tr> <tr> <td>支店名</td><td>相模原支店(259)</td></tr> <tr> <td>種別</td><td>普通預金</td></tr> <tr> <td>口座番号</td><td>1017571</td></tr> <tr> <td></td><td>(イリョウホジツヤダシ ソウカイ ホモンカンゴ リジ チョウ ツチヤ アツ)</td></tr> <tr> <td>口座名義</td><td>医療法人社団 相和会 訪問看護 理事長 土屋 敦</td></tr> </table> ③ 現金払い 請求書到着月の毎月 27 日までに利用料及びその他の費用の前月分を管理者及び事務担当者等に支払うものとします。	銀行名	三菱UFJ銀行(0005)	支店名	相模原支店(259)	種別	普通預金	口座番号	1017571		(イリョウホジツヤダシ ソウカイ ホモンカンゴ リジ チョウ ツチヤ アツ)	口座名義	医療法人社団 相和会 訪問看護 理事長 土屋 敦
銀行名	三菱UFJ銀行(0005)												
支店名	相模原支店(259)												
種別	普通預金												
口座番号	1017571												
	(イリョウホジツヤダシ ソウカイ ホモンカンゴ リジ チョウ ツチヤ アツ)												
口座名義	医療法人社団 相和会 訪問看護 理事長 土屋 敦												
利用料の滞納	① 正当な理由なく支払うべき利用者負担金を 1 ヶ月分以上滞納した場合、滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがないときは、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することがあります。 ② 前項の一時停止の意思表示をした後、2 週間経過しても全額の支払いがないときは、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、本利用契約を解除することがあります。												

10 サービスの利用中止

サービス利用中止時の連絡先	当事業所の連絡先までご連絡ください。
サービス利用中止連絡期限	サービス利用の 前々日の午後5時まで にご連絡下さい。 前日または当日のキャンセルは、「8 その他費用」に掲げるキャンセル料を申し受けます（但し、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

11 従業員の研修について

従業員の研修	事業者は従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。従業員は個別研修計画を作成し、年間研修を計画的に実施します。 採用時研修 採用後3ヶ月以内 3ヶ月後に評価を実施します。 継続研修 年1回以上 全ての従業員に対し研修計画を作成し、計画に従い研修を行います。
--------	---

12 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又は利用者家族の秘密保持を厳守します。従業員は業務上知り得た利用者及び利用者家族等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。また、事業者は従業員との雇用契約の際には上述について取り決めを文書で交わし、在職中のみならず退職後においても、業務用知り得た利用者及び利用者家族等の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じます。
個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、正当な理由なく、第三者に利用者の個人情報を漏らしません。また、利用者家族等の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、正当な理由なく第三者に漏らしません。事業者は、利用者及び利用者家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するため必要な措置を講じます。

13 ハラスメントの防止

従業員に関するハラスメントの防止について	事業者は従業員が受けるハラスメント等の行為を禁止し、防止の為の指針を定め対策を講じます。前述について従業員に周知徹底し、ハラスメント等の防止に努めます。事業者は業務において従業員に対するハラスメント等の行為が行われていることを発見した場合は、速やかに然るべき連絡先に相談・通報し防止と改善を行います。
----------------------	--

《契約を解除する場合の具体例》

- ・身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
物を投げつける・蹴る・つばを吐く・服を引きちぎる・手を払いのける・爪を立てる等
- ・精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
大声を発する・怒鳴る・奇声・特定の従業者に嫌がらせをする・『この程度できて当然』等
- と理不尽なサービスを要求する等
- ・セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為） 従業者の体を触る、手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・女性のヌード写真を見せる等
- ・その他、従業者の住所や電話番号を何度も聞く・ストーカー行為など

1 4 人権擁護・虐待防止

利用者及びその家族等、事業者、従業者に関する虐待防止について	事業者及び従業者は利用者及び利用者家族等の人権擁護と虐待防止等の為、担当者を置き指針を定め対策を検討する委員会を設置し、おおむね6月に1回の定期的かつ必要に応じた委員会の開催及び年1回の研修を実施します。上述の結果について職員に周知徹底し、サービス提供する上で利用者と利用者家族等及び従業者に関する虐待防止に努めます。利用者の身体拘束については、利用者本人及びその家族等、従業者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限りします。その際は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況と緊急やむを得ない理由を記録します。事業者及び従業者は、業務において虐待（疑い含む）を発見した場合は、速やかに然るべき連絡先へ通報・報告し必要な措置を講じます。また、上述の状況及び対応、講じた措置について記録し5年保管します。
--------------------------------	---

1 5 事故発生時の対応等

利用者及びその家族等、事業者、従業者に関するサービス提供中の事故発生時の対応等について	事業者及び従業者は、サービス提供中に事故が発生した場合は、主治医、利用者の家族、利用者の所在する市区町村等に連絡するとともに、速やかに必要な措置を講じます。また、事故発生時の状況及び対応・講じた措置内容等について記録し保管します。なお、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、事業者に帰すべき事由にあたらぬ場合は、この限りではありません。なお、当事業所の看護師及び理学療法士は全国訪問看護事業協会訪問看護事業者総合補償制度に加入しています。補償内容等については次のURL参照 https://www.hokan-kyosai.org/kango/index.html
指定訪問看護に係る安全管理のための体制の確保について	事業者は、指定訪問看護に係る体制を確保するため、安全管理に関する考え方、事故発生時の対応方法等を文書化して保管し、発生した事故等について、その原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じる体制の整備等を規定するものとします。また、従業者は安全管理のための基本的な考え方及び具体的な方策等についての研修の受講に努めます。

1 6 感染予防及びまん延防止について

利用者とその家族等、事業者、従業者に関する感染予防及びまん延防止について	事業者及び従業者は、利用者及び利用者家族等の感染予防及びまん延防止のため、指針を定め、対策を検討する委員会を設置し、定期的かつ必要に応じた委員会の開催、研修・訓練(シュミレーション)を各年1回以上実施します。また、上述の結果について従業者に周知徹底するとともに、サービス提供をする上で利用者と利用者家族等及び従業者に関する感染防止・まん延防止に努めます。
--------------------------------------	---

1 7 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時の業務継続計画について	事業者及び従業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に係る指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための指針を定め、業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。業務継続計画について従業者に周知するとともに必要な研修及び訓練を各年1回以上実施します。また、計画の定期的な見直し及び必要に応じた変更を行います。
-------------------------	---

1 8 災害及び悪天候時の訪問

災害及び悪天候時の訪問について	【1】災害(地震・火災・水害) 【2】悪天候(台風・大雪)等により訪問が困難となる場合があります。災害による被害の大きさによっては、訪問を中止させていただく場合があります。悪天候が予測される場合は、事前に可能な限りの訪問を調整させていただきます。
-----------------	---

1 9 緊急時の対応

利用者及びその家族等、事業者、従業者に関する、サービス提供中の緊急時の対応について	サービス提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、緊急時連絡先の家族等、協力医療機関等と連絡を取り、救急治療、救急入院等必要な措置を講じます。また、前述で行った処置や講じた措置等の内容について 記録し保管します。
---	--

2 0 記録の整備

利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録の整備について	利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の記録を整備し、その完結日から2年間保存します。 ① 訪問看護記録書 ② 訪問看護指示書 ③ 訪問看護計画書 ④ 訪問看護報告書 ⑤ 市町村等に対する情報提供書 ⑥ 市町村等との連絡調整に関する記録 また、当該記録については、正確かつ最新の内容を保つよう整備します。
-------------------------------	---

2 1 訪問看護ステーションからのお願い

利用者様・ご家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう以下の点についてご協力ください。

- ・ 従業者に対する金品等の心付けはお断りしています。
従業者がお茶やお菓子、お礼の品物等を受け取る事も事業者として禁止しております。
- ・ 貴重品等の管理
印鑑などの貴重品・現金やクレジットカード等の管理は、利用者様・ご家族の責任にて行っていただきますようお願い申し上げます。
- ・ ペットをケージへ入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いします
大切なペットを守るため、また従業者が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いいたします。従業者がペットに噛まれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
- ・ 従業者の心身の安全・健康への配慮
適度な室温の調整、たばこの煙が苦手な従業者へのご配慮、お部屋の整理、衛生面の配慮など、従業者が安心して働ける環境の維持にご協力・ご配慮をお願いいたします。
- ・ 従業者のプライバシー・肖像権への配慮
携帯電話のカメラや観察カメラ等を用い、職員の様子を無断で写真や動画で撮影すること、従業者の個人情報をネット上で公開する等の行為はおやめください。
見守りカメラをご使用の場合は、事前にお知らせくださいますようお願いいたします。

2 2 サービス提供に関する相談窓口及び苦情対応

サービス提供に関する相談窓口及び苦情対応について	サービス提供等に関する相談及び苦情申し立てがあった場合には、迅速かつ真摯に対応し、解決に努めるとともに必要な措置を講じます。また相談内容及び苦情内容や対応内容、講じた措置等について記録し保管します。サービス提供に関する相談及び苦情申し立ては、下表の各窓口へ相談及び苦情申し立てが出来ます。
--------------------------	--

当事業所以外に、各都道府県・市区町村や公的機関にも相談、苦情対応窓口があります。

事業所窓口 責任者 森崎 秀子	所在地 相模原市中央区淵野辺3丁目3番6号 第5SKビル 電話番号 042-730-5624 FAX番号 042-730-5625 受付時間 午前9:00 ~ 午後4:30
相模原市の方	
相模原市医療安全 相談窓口 (相模原市地域保健課)	所在地 相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはらB館4階 電話番号 042-769-9242 受付時間 午前9:00 ~ 正午 午後1:00 ~ 午後3:00 月曜日から金曜日(祝日等・年末年始を除く)

神奈川県医療安全相談センター	所在地	神奈川県横浜市中区日本大通1
	電話番号	045-210-4895
	受付時間	午前10:00 ~ 正午 午後1:00 ~ 午後3:00 月曜日から金曜日（祝日等・年末年始を除く）
診療報酬関係 （国民健康保険） 神奈川県医療保険課 国保指導グループ	所在地	神奈川県横浜市中区本町2丁目22 京阪横浜ビル2階
	電話番号	045-210-4881
	受付時間	午前9:00 ~ 午後5:00 （土日、祝日等・年末年始を除く）
診療報酬関係 （後期高齢者医療制度） 神奈川県後期高齢者医療 広域連合	所在地	神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階
	電話番号	045-440-6700
	受付時間	午前8:30 ~ 午後5:15 （土日、祝日等・年末年始を除く）

町田市の方		
町田市医療安全支援センター 医療安全相談窓口 （町田市保健所保健総務課 保険医療係）	所在地	東京都町田市森野 2-2-22 町田市役所 7階
	電話番号	042-724-5075
	受付時間	午前9:00 ~ 正午 午後1:00 ~ 午後4:00 月・火・木・金曜日（祝日年末年始を除く）
東京都 医療安全支援センター 患者の声相談窓口	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
	電話番号	03-5320-4435
	受付時間	午前9:00 ~ 正午 午後1:00 ~ 午後5:00 （平日）

重要事項説明年月日 令和 年 月 日

(事業者) 所在地 神奈川県相模原市中央区淵野辺三丁目2番8号
 事業者名 医療法人社団 相和会
 代表者名 理事長 土屋 敦 (印)

(事業所)	事業所所在地	神奈川県相模原市中央区淵野辺三丁目 3 番 6 号 第 5 SK ビル
	事業所名	相和会訪問看護ステーション

説明者 

(利用者) 住 所

氏 名 (印)

住 所

氏 名 _____ (印)

代理人(代理の理由:)

(身元保証人) 住 所

氏 名 (印)

訪問看護療養費料金表(精神科以外)

医療保険(精神科以外)			療養費	利用者負担割合(※)		
				1割	2割	3割
基本療養費(Ⅰ)	保健師、看護師、助産師(1日につき)	週3日目まで	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
		週4日以降	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円
	理学療法士、作業療法士、言語療法士(1日につき)	週3日目まで	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
		週4日以降	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
基本療養費(Ⅱ)同一建物居住者	保健師、看護師、助産師 同一日に2人(1日につき)	週3日目まで	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
		週4日以降	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円
	保健師、看護師、助産師 同一日に3人以上9人以下(1日につき)	週3日目まで	2,780 円	280 円	560 円	830 円
		週4日以降	3,280 円	330 円	660 円	980 円
	理学療法士、作業療法士、言語療法士 同一日に2人(1日につき)	週3日目まで	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
		週4日以降	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
	理学療法士、作業療法士、言語療法士 同一日に3人以上9人以下(1日につき)	週3日目まで	2,780 円	280 円	560 円	830 円
		週4日以降	2,780 円	280 円	560 円	830 円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)		入院中1回の外泊時	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護管理療養費 月の初日		機能強化型訪問看護管理療養費1	13,760 円	1,380 円	2,750 円	4,130 円
		機能強化型訪問看護管理療養費2	10,460 円	1,050 円	2,090 円	3,140 円
		機能強化型訪問看護管理療養費3	9,030 円	900 円	1,810 円	2,710 円
		機能強化型訪問看護管理療養費4	9,030 円	900 円	1,810 円	2,710 円
		1から4まで以外の場合	7,710 円	770 円	1,540 円	2,310 円
訪問看護管理療養費 月の2回目以降(1日につき)		単一建物居住利用者が20人未満	3,010 円	300 円	600 円	900 円
加算						
乳幼児加算(6歳未満)(1日につき)		厚生労働大臣が定める者	1,800 円	180 円	360 円	540 円
		上記以外	1,400 円	140 円	280 円	420 円
難病等複数回訪問加算	イ 1日に2回の場合	(1) 同一建物内1人又は2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		(2) 同一建物内3人以上9人以下	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	ロ 1日3回以上の場合	(1) 同一建物内1人又は2人	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
		(2) 同一建物内3人以上9人以下				
		①月20日目まで	7,200 円	720 円	1,440 円	2160 円
		②月21日目以降	6,900 円	690 円	1,380 円	2070 円
緊急訪問看護加算(1日につき)		月14日目まで	2,650 円	270 円	530 円	800 円
		月15日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
夜間・早朝訪問看護加算(1日につき) 夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時)		イ 同一建物内1人又は2人	2,100 円	210 円	420 円	630 円
		ロ 同一建物内3人以上9人以下				
		①月15日目まで	2,100 円	210 円	420 円	630 円
		②月16日目以降	1,900 円	190 円	380 円	570 円
深夜訪問看護加算(1日につき) 深夜(午後10時～翌午前6時)		イ 同一建物内1人又は2人	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
		ロ 同一建物内3人以上9人以下				
		①月15日目まで	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
		②月16日目以降	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
24時間対応体制加算 (月1回)		看護業務の負担軽減の取組ありの場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		上記以外の方の場合	6,520 円	650 円	1,300 円	1,960 円
特別管理加算(月1回) ※厚生労働大臣が定める状態の方(別表8)		重症度等の高い方	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		上記以外の方	2,500 円	250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算(週1回迄)			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円

訪問看護療養費料金表(精神科以外)

医療保険(精神科以外)			療養費	利用者負担割合(※)			
				1割	2割	3割	
加算							
複数名訪問看護加算	別表 8 特別指示書	イ 看護師等 訪問 1日につき(週1日まで)	(1) 同一建物内1人又は2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			(2) 同一建物内3人以上9人以下	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		ニ その他の職員 訪問1日に1回	(1) 同一建物内1人又は2人	3,000 円	300 円	600 円	900 円
			(2) 同一建物内3人以上9人以下	2,700 円	270 円	540 円	810 円
		ニ その他の職員 訪問1日に2回	(1) 同一建物内1人又は2人	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
			(2) 同一建物内3人以上9人以下	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
		ニ その他の職員 訪問1日に3回以上(算定制限なし)	(1) 同一建物内1人又は2人	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
			(2) 同一建物内3人以上9人以下	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
		ハ その他の職員 訪問1日につき(週3日まで)	(1) 同一建物内1人又は2人	3,000 円	300 円	600 円	900 円
			(2) 同一建物内3人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
退院時共同指導加算 (適応時、月1回又は2回)				8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算 (月1回又は2回) ※特別管理加算対象の方				2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算 (適応時、退院日翌日以降の初日に加算)		長時間訪問を要する方に長時間指導実施	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
		上記以外の方	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
在宅患者連携指導加算 (適応時/月1回迄)				3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応時/月2回迄)				2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)				50 円	10 円	10 円	20 円
訪問看護情報提供療養費1(月1回) 県・市区町村依頼で18歳未満の対象児童				1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費2(年度1回) 学校等依頼で18歳未満の対象児童				1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費3(月1回) 対象疾病等の方のかかりつけ医師依頼				1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費1(適応時)				25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費2(適応時) 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している場合				10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
訪問看護医療情報連携加算(適応時/月1回迄)				1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護遠隔診療補助料(適応時/月1回迄)				2,650 円	270 円	530 円	800 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(月の初日に1回)				1,050 円	110 円	210 円	320 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)継続的賃上げ取組実施(月の初日に1回)				1,830 円	180 円	370 円	550 円
訪問看護物価対応料1(1日につき)		イ 月の初日	60 円	10 円	10 円	20 円	
		ロ 月の2日目以降	20 円	0 円	0 円	10 円	

※利用者負担割合に記載している金額は目安であり、実際の請求額と異なる場合があります。

訪問看護療養費料金表(精神科)

医療保険(精神科)			療養費	利用者負担割合(※)			
				1割	2割	3割	
精神科基本療養費(Ⅰ)	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) 保健師、看護師、作業療法士 (1日につき)	週3日目まで(30分以上)	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円	
		週3日目まで(30分未満)	4,250 円	430 円	850 円	1,280 円	
		週4日以降(30分以上)	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円	
		週4日以降(30分未満)	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円	
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) 准看護師 (1日につき)	週3日目まで(30分以上)	5,050 円	510 円	1,010 円	1,520 円	
		週3日目まで(30分未満)	3,870 円	390 円	770 円	1,160 円	
		週4日以降(30分以上)	6,050 円	610 円	1,210 円	1,820 円	
		週4日以降(30分未満)	4,720 円	470 円	940 円	1,420 円	
精神科基本療養費(Ⅲ)	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 保健師、看護師、作業療法士 同一日に2人(1日につき)	週3日目まで(30分以上)	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円	
		週3日目まで(30分未満)	4,250 円	430 円	850 円	1,280 円	
		週4日以降(30分以上)	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円	
		週4日以降(30分未満)	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円	
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 保健師、看護師、作業療法士 同一日に3人以上9人以下(1日につき)	週3日目まで(30分以上)	2,780 円	280 円	560 円	830 円	
		週3日目まで(30分未満)	2,130 円	210 円	430 円	640 円	
		週4日以降(30分以上)	3,280 円	330 円	660 円	980 円	
		週4日以降(30分未満)	2,550 円	260 円	510 円	770 円	
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 准看護師 同一日に2人(1日につき)	週3日目まで(30分以上)	5,050 円	510 円	1,010 円	1,520 円	
		週3日目まで(30分未満)	3,870 円	390 円	770 円	1,160 円	
		週4日以降(30分以上)	6,050 円	610 円	1,210 円	1,820 円	
		週4日以降(30分未満)	4,720 円	470 円	940 円	1,420 円	
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 准看護師 同一日に3人以上9人以下(1日につき)	週3日目まで(30分以上)	2,530 円	250 円	510 円	760 円	
		週3日目まで(30分未満)	1,940 円	190 円	390 円	580 円	
		週4日以降(30分以上)	3,030 円	300 円	610 円	910 円	
		週4日以降(30分未満)	2,360 円	240 円	470 円	710 円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)(1日につき)		入院中1回の外泊時	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	
訪問看護管理療養費 月の初日	機能強化型訪問看護管理療養費1		13,760 円	1,380 円	2,750 円	4,130 円	
	機能強化型訪問看護管理療養費2		10,460 円	1,050 円	2,090 円	3,140 円	
	機能強化型訪問看護管理療養費3		9,030 円	900 円	1,810 円	2,710 円	
	機能強化型訪問看護管理療養費4		9,030 円	900 円	1,810 円	2,710 円	
	1から4まで以外の場合		7,710 円	770 円	1,540 円	2,310 円	
訪問看護管理療養費 月の2回目以降(1日につき)		単一建物居住利用者が20人未満	3,010 円	300 円	600 円	900 円	
加算							
複数名精神科訪問看護加算	イ 看護師等と同時に行う場合(週1日迄)						
	(1)1日1回	① 同一建物内1人又は2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
		② 同一建物内3人以上9人以下	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
	(2)1日2回	① 同一建物内1人又は2人	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円	
		② 同一建物内3人以上9人以下	8,100 円	810 円	1,620 円	2,430 円	
	(3)1日3回以上	① 同一建物内1人又は2人	14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円	
		② 同一建物内3人以上9人以下	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円	
	ロ 准看護師と同時に行う場合(週1日迄)						
	(1)1日1回	① 同一建物内1人又は2人	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	
		② 同一建物内3人以上9人以下	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円	
	(2)1日2回	① 同一建物内1人又は2人	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円	
		② 同一建物内3人以上9人以下	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
	(3)1日3回以上	① 同一建物内1人又は2人	12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円	
		② 同一建物内3人以上9人以下	11,200 円	1,120 円	2,240 円	3,360 円	
	ハ 看護補助者又は精神保健福祉士と同時に行う場合(週3日迄)						
	(1)1日1回	① 同一建物内1人又は2人	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
		② 同一建物内3人以上9人以下	2,700 円	270 円	540 円	810 円	
		(2)1日2回	① 同一建物内1人又は2人	6,000 円	760 円	1,520 円	2,280 円
			② 同一建物内3人以上9人以下	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
		(3)1日3回以上	① 同一建物内1人又は2人	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
			② 同一建物内3人以上9人以下	9,000 円	900 円	1,800 円	2,100 円
精神科緊急訪問看護加算(1日につき)		月14日目まで	2,650 円	270 円	530 円	800 円	
		月15日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
長時間訪問看護加算(週1日迄)※厚生労働大臣が定める状態の方は週3日まで			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
夜間・早朝訪問看護加算(1日につき)	イ 同一建物内1人又は2人		2,100 円	210 円	420 円	630 円	
	ロ 同一建物内3人以上9人以下						
	①月15日目まで		2,100 円	210 円	420 円	630 円	
	②月16日目以降		1,900 円	190 円	380 円	570 円	
深夜訪問看護加算(1日につき)	イ 同一建物内1人又は2人		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
	ロ 同一建物内3人以上9人以下						
	①月15日目まで		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
	②月16日目以降		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	

【別紙2】2

医療保険(精神科)		療養費	利用者負担割合(※)		
			1割	2割	3割
加算					
24時間対応体制加算(月1回)	看護業務の負担軽減の取組ありの場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	上記以外の方の場合	6,520 円	650 円	1,300 円	1,960 円
特別管理加算(月1回)	重症度等の高い方	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
※厚生労働大臣が定める状態の方(別表8)	上記以外の方	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算 (適応時、月1回又は2回)		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算 (月1回又は2回) ※特別管理加算対象の方		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算 (適応時、退院日翌日以降の初日に加算)	長時間訪問を要する方に長時間指導実施	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の方	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算 (適応時/月1回迄)		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応時/月2回迄)		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護情報提供療養費1(月1回) 県・市区町村依頼で18歳未満の対象児童		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費2(年度1回) 学校等依頼で18歳未満の対象児童		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費3(月1回) 対象疾病等の方のかかりつけ医師依頼		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護医療情報連携加算(適応時/月1回迄)		1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護遠隔診療補助料(適応時/月1回迄)		2,650 円	270 円	530 円	800 円
訪問看護ターミナルケア療養費1(適応時)		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費2(適応時) 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している場合		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) (月の初日に1回)		780 円	80 円	160 円	230 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)継続的質上げ取組実施(月の初日に1回)		1,830 円	180 円	370 円	550 円
訪問看護物価対応料1(1日につき)	イ 月の初日	60 円	10 円	10 円	20 円
	ロ 月の2日目以降	20 円	0 円	0 円	10 円

※利用者負担割合に記載している金額は目安であり、実際の請求額と異なる場合があります。

その他の利用料金表(医療保険)

交通費	料金
事業所から利用者居宅の距離が 1km～2km	220円
事業所から利用者居宅の距離が 2km～5km	440円
事業所から利用者居宅の距離が 5km～7km	660円
事業所から利用者居宅の距離が 7km～10km	880円
事業所から利用者居宅の距離が 10km以上	1100円
利用者居宅が通常のサービス提供地域以外の場合 公共交通機関の場合	実費
利用者居宅が通常のサービス提供地域以外の場合 訪問車の場合実施地域を越えて 片道概ね5km未満	165円
利用者居宅が通常のサービス提供地域以外の場合 訪問車の場合実施地域を越えて 片道概ね5km以上	220円

キャンセル料金	料金
サービス利用日の前々日の午後5時まで	無料
サービス利用日の前日まで	550円
サービス利用日の当日	1,100円

永眠時(死後)の処置料	料金
永眠時(死後)の処置料	16,500円

その他	料金
休日利用料(30分ごと)	1,650円
訪問時間延長の追加料金(長時間訪問看護加算算定日以外で90分超より30分ごと)	1,100円
サービス提供にあたり必要となる薬剤費、医療器具、備品等	利用者の実費負担
サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の実費負担